

☆MCS(メディカル・ケア・ステーション)における「れんけいカフェグループ」結成！

9月10日(木)より、MCSは稼働し、情報提供等が行われています。現在「MCS」を使っのクラウドシステム(多職種による「れんけいカフェグループ」)への加入を募っています。なお、加入方法(最初にアカウントを取得する必要有)のお問合せ等は、地域連携室迄ご連絡下さい。

☆まちなのれんけい室市民相談会α(於・河内長野市医師会地域連携室会議室)

「市民相談会α」(医療介護福祉法務)は、10月15日(木)、11月19日(木)、12月17日(木)、1月21日(木)いずれも午前10時～午後4時で開催します(予約可)、市民・専門職の方が対象となります。

☆ミニれんけいカフェ(於・河内長野市医師会地域連携室会議室)←「れんけいカフェ」に代えて実施！

○10月28日(水)も「ミニれんけいカフェ」(第2回)を、下記の通り開催します。各パートとも内容は同じで、入れ替え制です。資料配布と簡単な懇談の予定です。各々定員は、約10名です(定員超過の場合は抽選)。当日何か配布したい資料がありましたら、事前に地域連携室あてご連絡下さい。

(1)	パート1	要事前予約	10月28日(水)午後1時～1時40分	資料配布と懇談等	参加証なし
(2)	パート2	要事前予約	10月28日(水)午後2時～2時40分	資料配布と懇談等	参加証なし
(3)	パート3	要事前予約	10月28日(水)午後3時～3時40分	資料配布と懇談等	参加証なし
(4)	パート4	要事前予約	10月28日(水)午後4時～4時40分	資料配布と懇談等	参加証なし

○上記は、必要事項(氏名、医療機関・事業所名、資格、TEL、FAX、参加希望パート)を書いたFAX(54-1567)またはTEL(54-1700)にて、10月23日(金)迄に地域連携室あてお申込み下さい。お断り等の場合は、FAXまたはTELにてご連絡を差し上げます。連絡がない場合は、当日お申込みの時間に、そのままお越し下さい。なお、お申込みは、原則医療機関・事業所1名でお願いします。

☆多職種連携研修会(於・ノパティホール<予定>) 密を避けるため、定員を絞っての開催となります。

1月28日(木)午後2時から、多職種連携研修会(プチれんけいカフェに代えて)の一環として、延期になっていました「成年後見制度における診断書・本人情報シート等伝達説明会」(成年後見制度の流れ等含む)開催する予定です。講師は、大阪家庭裁判所堺支部の担当書記官の方などです。また、説明会の後に、成年後見制度に関する「個別相談会」も実施したいと考えております。詳細は、追ってお知らせします。

☆成年後見制度5 ～法定後見(後見・保佐・補助)と任意後見(生前事務委任契約等含む)～

○最高裁判所事務総局家庭局では、昨春、成年後見制度における①「診断書」の書式改定と②「本人情報シート」(別紙)の導入を行いました。医師は、原則予め提示された②を参考にしながら、①を作成します。②を作成するのは、本人を支援している社会福祉士やケアマネジャー等になります。また、③「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」の中で、成年後見の申立て(手続き)の流れも改めて提示されました(別紙)。なお、①②③を、ご希望の場合は地域連携室迄ご連絡下さい。

○東京家庭裁判所本庁における「本人情報シート」活用(提出)状況(令和元年7月～11月)は次の通りです。

- ・法定後見(後見・保佐・補助開始): 申立て1,265件中、601件の提出(47.5%)
- ・任意後見(任意後見監督人選任): 申立て 41件中、23件の提出(56.1%)

☆**新型コロナウイルス感染症対策に関するアンケート** ～7月1日(水)から8月31日(月)迄実施～

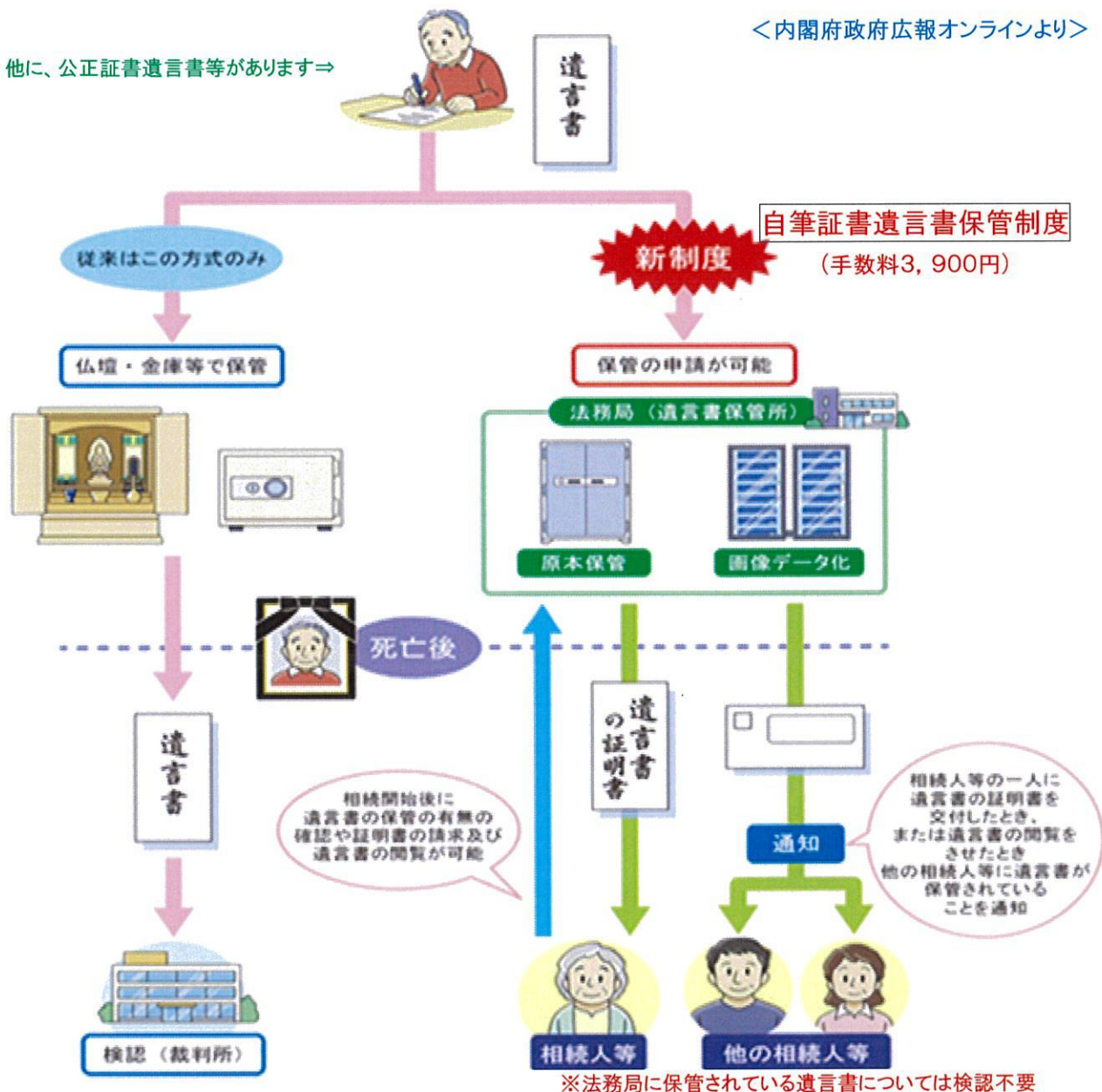
調査内容は、新型コロナウイルスへの対応、対策などです。対象は、期間中、地域連携室に来室の専門職の方で、52名の回答がありました。コロナ禍の中、いつも通りの活動が出来た方は約52%、改めて環境整備をした方は約85%でした。結果報告書は、次回「ミニれんけいカフェ」で配布する予定です。

☆**「終活」あれこれ4** ～ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の愛称は「人生会議」～

7月10日(金)から、法務局による自筆証書遺言書保管制度がスタートしました。従来、直筆で書いた自筆証書遺言書は、家庭裁判所の検認(内容確認手続き)が必要となりますが、この保管制度を利用すれば、不要になります。なお、遺言書は、民法の規定に基づき作成して、初めて法的効力が発生します。

他に、公正証書遺言書等があります⇒

<内閣府政府広報オンラインより>



☆**月台後記**(プラットホームこうき)

自筆証書遺言書保管制度を理解するために、早速これを利用した司法書士さんがいて、「手数料が安いので、実際の手続きはどうか、試しにやってみました」とのことでした。こういう行動力も必要ですね。

監修	☆ 河内長野市地域ケア会議 (事務局：市民保健部高齢福祉課)
発行	☆ 河内長野市医師会地域連携室(まちなれんけい室) <TEL 0721-54-1700・FAX 0721-54-1567>

本人情報シート（成年後見制度用）

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人 氏 名: _____ 生年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日	作成者 氏 名: _____ 印 職業(資格): _____ 連絡先: _____ 本人との関係: _____
--	--

1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）
 施設・病院
 → 施設・病院の名称 _____
 住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日: _____ 年 _____ 月）
 要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）
 非該当
- 障害支援区分（認定日: _____ 年 _____ 月）
 区分（1・2・3・4・5・6） 非該当
- 療育手帳・要の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）
 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

- (1) 身体機能・生活機能について
 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
 （今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

- 日によって変動することがあるか: あり なし
 （※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のAからEまでチェックしてください。
 Eの項目は裏面にあります。）
- A 日常的な行為に関する意思の伝達について
 意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある
 ほとんど伝達できない できない
- I 日常的な行為に関する理解について
 理解できる 理解できない場合がある
 ほとんど理解できない 理解できない
- U 日常的な行為に関する短期的な記憶について
 記憶できる 記憶していない場合がある
 ほとんど記憶できない 記憶できない

- E 本人が家族等を認識できているかについて
 正しく認識している 認識できていないところがある
 ほとんど認識できていない 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない 支障となる行動はほとんどない
 支障となる行動がときどきある 支障となる行動がある
 （精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等）

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 親族又は第三者が管理している
 （支援（管理）を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等）

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

（※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。）

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
 その他

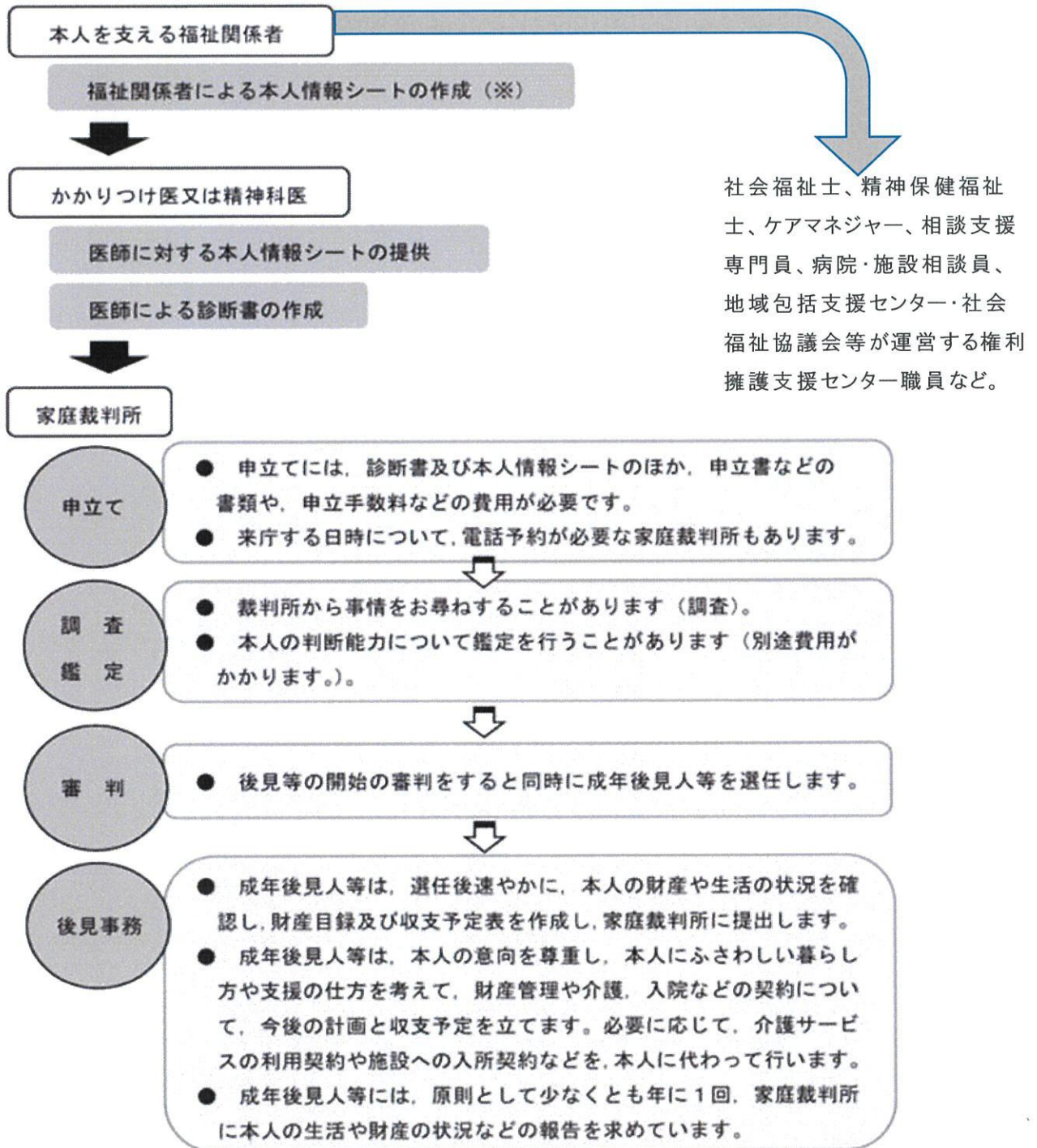
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

（※御意見があれば記載してください。）

「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」(抜粋)

○申立て(手続き)の流れ



市区町村に設置されている地域包括支援センター、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センター、成年後見制度に関わる専門職の団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など)等に、成年後見制度を利用するための手続きについて、あらかじめ相談することができます。

※ 本人情報シートの提出が難しい場合は、本人情報シートを提出することなく申立てを行うことが可能です。